

国001	項目名	返還金
予算書項目	返還金	ページ 115
年度	H28	所 属 名 福祉保健部 保険年金課
会計名	事業の概要	
国民健康保険費特別会計(事業勘定)	【問合せ先】庶務係 0857-20-3481	
款 諸支出金	【10次総の施策体系】1304	
項 償還金及び還付加算金	【事業の目的及び効果】 過年度に国県支出金として概算払いの交付を受け、実績報告の結果、超過交付となった場合に国・県へ返還するもの。	
目 返還金	【事業の内容】 療養給付費負担金等返還金(前年度の実績報告の結果による精算)。 (1) 国への返還 平成27年度療養給付費等負担金 49,163,047円 平成27年度特定健康診査・保健指導負担金 6,526,000円 (2) 県への返還 平成27年度特定健康診査・保健指導負担金 7,075,000円 (実績) 平成25年度 255,892,284円 平成26年度 154,469,175円 平成27年度 244,952,938円 平成28年度 62,764,047円(見込み)	
(単位:千円)	※その他財源のその他は、前年度繰越金及び国民健康保険料。	
補正前額	1	
要求額	62,764	
総務部長段階査定額	62,764	その他財源の内訳
市長段階査定額	62,764	分担金 0
		負担金 0
		使用料 0
		手数料 0
		財産収入 0
		寄付金 0
		繰入金 0
		雑収入 0
		その他 62,764
区分	補正額	
財源内訳		
国・県支出金	0	
地方債	0	
その他	62,764	
一般財源	0	
計	62,764	
行財政改革課処理欄		

国002	項目名	後期高齢者支援金
予算書項目	後期高齢者支援金	ページ 117
年度	H28	所 属 名 福祉保健部 保険年金課
会計名	事業の概要	
国民健康保険費特別会計(事業勘定)	【問合せ先】庶務係 0857-20-3481	
款 後期高齢者支援金等	【10次総の施策体系】1304	
項 後期高齢者支援金等	【事業の経過及び背景】 後期高齢者医療制度における後期高齢者の医療給付については、約50%を公費負担するとともに、残り10%は後期高齢者自らの保険料、約40%は現役世代(被用者保険及び国保)からの「後期高齢者支援金」で賄うこととされている。	
目 後期高齢者支援金	【事業の目的及び効果】 後期高齢者医療制度の医療費を賄うために市町村国保から拠出するもの。 (後期高齢者支援金:加入者1人当たり負担見込額×保険者加入者見込数)	
(単位:千円)	【事業の内容・実績】 社会保険診療報酬支払基金からの請求額の確定に伴う補正。	
補正前額	2,166,115	(実績) 平成25年度 2,460,157,995円 平成26年度 2,438,920,279円 平成27年度 2,328,352,450円 平成28年度 2,166,285,905円(見込み)
要求額	171	※その他財源のその他は、国民健康保険料。
総務部長段階査定額	171	その他財源の内訳
市長段階査定額	171	分担金 0
		負担金 0
		使用料 0
		手数料 0
		財産収入 0
		寄付金 0
		繰入金 0
		雑収入 0
		その他 171
区分	補正額	
財源内訳		
国・県支出金	0	
地方債	0	
その他	171	
一般財源	0	
計	171	
行財政改革課処理欄		

国003	項目名	前期高齢者納付金
------	-----	----------

予算書項目	前期高齢者納付金	ページ	117
-------	----------	-----	-----

所 属 名	福祉保健部 保険年金課
-------	----------------

年度	H28
----	-----

会計名	
国民健康保険費特別会計(事業勘定)	
款	前期高齢者納付金等
項	前期高齢者納付金等
目	前期高齢者納付金

(単位:千円)

補正前額	920
------	-----

要求額	455
-----	-----

総務部長段階査定額	455
-----------	-----

市長段階査定額	455
---------	-----

区 分	補正額
国・県支出金	0
地方債	0
その他	455
一般財源	0
計	455

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
雑収入	0
その他	455

行財政改革課処理欄

事業の概要

【問合せ先】庶務係 0857-20-3481

【10次総の施策体系】1304

【事業の経過及び背景】

65歳から74歳の前期高齢者については、その偏により保険者間で医療費の負担に不均衡が生じているため、各保険者の加入者数等に応じて不均衡を調整する仕組みが創設されている。各保険者は、国が定める基準に基づき、前期高齢者数等に応じて算定した納付金を納付する。

なお、前期高齢者に係る医療費が納付金を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。

【事業の目的及び効果】

前期高齢者の医療費負担の調整に要する費用に充てるため前期高齢者納付金を納付する。

(1人当たり負担調整対象見込額×保険者加入者見込数)

【事業の内容・実績】

社会保険診療報酬支払基金からの請求額の確定に伴う補正。

(実績)

平成25年度 2,309,324円
 平成26年度 1,734,566円
 平成27年度 1,385,232円
 平成28年度 1,374,780円(見込み)

※その他財源のその他は、国民健康保険料。